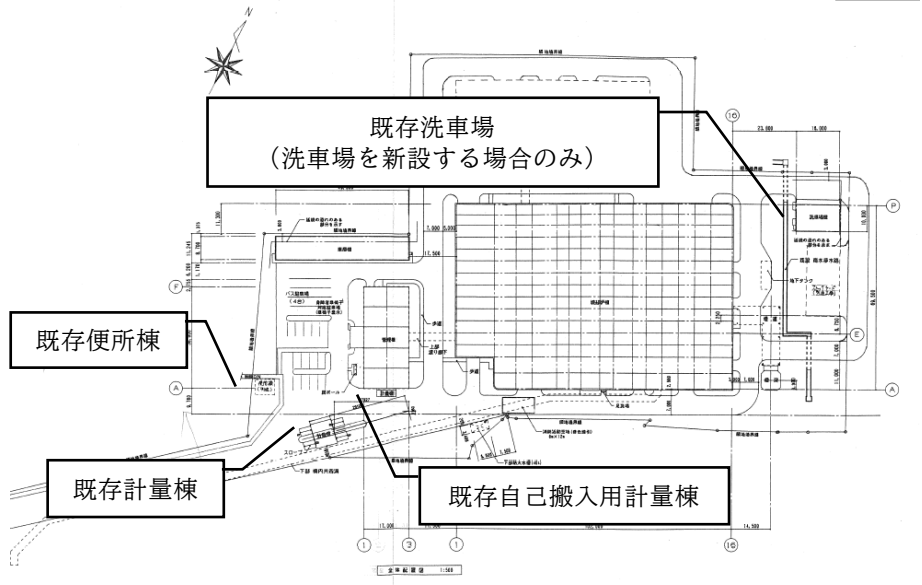


質疑回答書

実施方針及び要求水準書（案）に対して提出された意見・質問への回答は以下のとおりです。

事業名：明石市新ごみ処理施設整備・運営事業

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
実施方針に関する質問					
1-1	実施方針	2	第 1 章 7 (1) 事業方式	「本事業は、P F I 法に準じて実施する事業」としているが、なぜ、P F I 法第 7 条に準じて「特定事業の選定」を行わないのか。「新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託提案仕様書（2023 年 4 月）第 4 章 2. 実施方針の作成」では、「P F I 法に準拠し、下記必要事項を記載した実施方針を作成する。」として「(1)特定事業の選定に関する事項」、「(8)その他特定事業の実施に関し必要な事項」の記載があるが、その後、特定事業の選択を行わないこととしたのか。	本市では 2023 年（令和 5 年）3 月 27 日に策定した「明石市新ごみ処理施設整備基本計画」において、定性的・定量的（VFM）評価の結果、DB0 方式を採用することを決定しています。 特定事業の選定において必要である客観的な評価（P F I 法第 11 条）については、上記計画内容で代替しております。
1-2	実施方針	2	第 1 章 7 (2) ア	「本市と事業者は、選定された応募者の構成企業と基本協定を締結する。」とはどういう意味か。「本市は、選定された応募者の構成企業と基本協定を締結する。」ではないのか。	ご指摘のとおり、基本協定は本市と選定された応募者の構成企業間で締結するものになります。
1-3	実施方針	2	第 1 章 7 (2) イ	「本市は、応募者の」としているが「本市は、選定された応募者の」ではないのか。	ご指摘のとおり、基本契約は本市と選定された応募者の構成企業及び S P C 間で締結するものになります。
1-4	実施方針	2	第 1 章 7 (2) ウ	「本市は、設計企業と建設企業による建設 J V 等と」としているが「本市は選定された応募者の建設 J V 等と」ではないのか。	ご指摘のとおり、工事（設計・施工）請負契約は本市と選定された応募者のうちの設計企業と建設企業による建設 J V 等間で締結するものになります。
1-5	実施方針	2	第 1 章 7 (2) ウ	「ウ 基本契約に基づいて、本市は設計企業と建設企業による建設 J V 等と本事業に係る工事…」とありますが、建設 J V の形態については任意と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1-6	実施方針	2	第 1 章 7 (3) ア	なぜ、令和 7 年 7 月～令和 9 年 12 月の旧大久保清掃工場ほか解体工事の事業期間が、既存計量棟等の解体撤去工事の期間が令和 13 年 6 月までとする場合があることに影響するのか。	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の事業期間次第では、本事業の工期延伸につながる可能性があります。既存計量棟等の解体工事は、本事業の整備期間における終盤（新施設供用開始後）に着工することから、工期に影響する可能性があります。
1-7	実施方針	2	第 1 章 7 (3) ア	「「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の事業実施期間は令和 7 年 7 月～令和 9 年 12 月（2 年 6 ヶ月）を予定している。そのため、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場（洗車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事等の期間は、令和 13 年 6 月までとする場合がある。」とありますが、本工事における解体撤去工事等の期間は入札公告時に確定いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の解体工事期間は、同工事の公募型プロポーザルにおける優先交渉権者の提案内容に基づき設定する予定です。同工事の優先交渉権者決定は 3 月を予定しており、その時期に、解体撤去工事期間の見込みが立つ予定です。（その見込みは、4 月に公募を予定している本事業（明石市新ごみ処理施設整備・運営事業）の要求水準書に反映する予定です。） ただし、解体撤去工事期間の正式な決定は、あくまでも同工事の本契約締結（令和 7 年 7 月）を以て行うこととなる点をご理解ください。
1-8	実施方針	2	第 1 章 7 (3) ア	別途工事の解体撤去工事との所掌範囲が明確になるよう、本工事にて行う解体撤去物を図示願います。	本工事における解体撤去物は以下のとおりです。 
1-9	実施方針	2	第 1 章 7 (3) ア	本工事にて行う解体撤去物の図面をご提示願います。	図面は、可能な範囲で募集公告において示します。
1-10	実施方針	2	第 1 章 7 (5) ア (ア) b	家屋調査の対象は、 ・明石クリーンセンター	家屋調査は、敷地内及び敷地外近隣で本事業の建築工事により影響を受ける可能性がある箇所を対象とします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				・既存管理棟 ・収集事業課事務所棟 との認識でよろしいでしょうか。	質問の3施設に加えて、車庫棟、車庫（敷地東側の収集車用車庫）、第1期メガソーラー発電所も対象となる見込みです。
1-11	実施方針	3	第1章7(5)イ(ア)a	貴市が行う業務に土壤汚染状況調査がありますが、土壤汚染に関連する対策についても貴市が行う業務と理解して宜しいでしょうか。	建設予定地範囲内（実施方針P.14参照）の土壤汚染状況調査は完了しており、汚染の無いことを確認しています。したがって、建設予定地範囲内では土壤汚染対策の必要はないものと理解してください。ただし、この範囲外の土を触る際には別途土壤汚染状況調査が必要となります。事業者は、この範囲外の土を触らず、土壤汚染対策法に触れないように工事を行うという意味での「土壤汚染に関連する対策」を行ってください。
1-12	実施方針	3	第1章7(5)イ(イ)c	近隣の公共施設であるゆりかご園及びあかし動物センターには余剰電力供給のための自営線敷設は行わないのか。	ゆりかご園及びあかし動物センターには、自営線による電力供給を行う予定はありません。
1-13	実施方針	3	第1章7(5)イ(イ)c	貴市が行う業務に「近隣の公共施設（明石中央体育館、木の根学園、明石養護学校）への余剰電力供給のための自営線敷設」とありますが、 (1)自営線敷設（貴市）の施工時期についてご教示願います。 (2)自営線敷設（貴市）の施工期間において、事業者が行う業務（本書第1章7(5)）への要請や制約があればご教示願います。	自営線の施工時期は未定ですが、試運転及び竣工は新施設にあわせる予定です。 事業者に対する要請や制約は未定ですが、施設設計に当たって考慮していただき、調整に協力をお願いします。
1-14	実施方針	3、4	第1章7(6)	要求水準書（案）I共通編7ページに「余剰電力の売電収益は本市に帰属することとするが、一部を事業者にインセンティブとして還元する。」とあるが、還元する収益のインセンティブ分については、事業者の収入として記載する必要はないのか。	募集公告において示します。
1-15	実施方針	3、4	第1章7(6)	資源リサイクル施設で回収する鉄、アルミ、ペットボトル等の有価物の売却収入は事業者の収入となるのか。収入となる場合は記載する必要はないのか。	資源物等の売却収益は本市に帰属します。
1-16	実施方針	4	第1章7(7)	貴市は、「本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金または二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地域計画にも元に基づく…交付金及び補助金）の申請を予定している。」とのことですが、 (1)この選定（決定）の時期はいつごろを予定されているでしょうか。 (2)この選定（決定）に際し、事業者が支援すべき業務があれば、その支援内容についてご教示願います。	令和8年度当初の申請にあわせて、諸々対応予定です。優先交渉権者となった事業者には必要資料作成などの支援を依頼する可能性があります。詳細については未定です。
1-17	実施方針	4、5	第1章8(1),(2) 第2章2(1)	事業者の選定を公募型プロポーザル方式により行うとすれば、優先交渉権者と契約内容等について交渉し、交渉が整えば同者を事業者として選定し、契約を結ぶというステップを踏む必要があると考えるが、その記載がないのはなぜか。また、「優先交渉権者の選定」を「優先交渉権者の選定・契約交渉」と、「仮契約の締結」を「事業者の選定・仮契約」とすべきと考えるが、いかがか。	ご理解のとおり、公募プロポーザル方式により行いますので、契約内容についての交渉を経て契約を締結します。実施方針には、優先交渉権者の選定スケジュール、仮契約の締結スケジュールの予定を示しており、その間に契約交渉を行うことを想定しています。
1-18	実施方針	6	第2章3(1)エ	「焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する企業については、SPCへ出資すること」とあるが、その他施設の設計・建設・運営のみを担当する企業又は建設企業のうち建屋のみを担当する企業はSPCへ出資しなくても良いのか。	SPCは本事業のうち運営業務を担う事業者であり、主要な運営対象である焼却施設及び資源リサイクル施設のごみ処理施設としての機能に対して強く責任を有すると考える企業（焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する企業）は、SPCへの出資を必須としています。 構成企業のうち、焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する企業以外の企業によるSPCへの出資は、応募者の任意とします。
1-19	実施方針	7	第2章3(3)	参加資格の確認は参加表明書の提出日であることから、公告日時点における指名停止状況によって、参加資格を失うこととなるのではなく、参加表明書の提出期日における指名停止状況によるものとしていただけないでしょうか。	本市の「入札のしおり」（令和5年4月改定 第4条）に基づき、公告の日または公告の日以降指名停止を受けた者は、参加資格を失うこととします。
1-20	実施方針	7	第2章3(3)イ	「公告日から契約締結まで」としているが「公告日後参加表明書の提出日まで」ではないのか。	本市の「入札のしおり」（令和5年4月改定 第4条）に基づき、公告の日または公告の日以降指名停止を受けた者は、参加資格を失うこととします。
1-21	実施方針	7、8	第2章3(3)ウ,キ	「参加申込期日」及び「参加申込書等の受付終了日」は「参加表明書の提出日」と同じものなのか。同じであれば表記を統一すべきではないのか。	参加表明書、参加資格審査申請書の受付は10日程度の期間を設定する方針です。募集公告において表記は統一します。
1-22	実施方針	8	第2章3(3)ク	「(個人にあっては所得税)」とあるが、そもそも法人ではない個人は事業者に応募できるのか。できないのであればこの文言は不要ではないのか。	個人は構成企業になれませんので、募集公告において修正します。
1-23	実施方針	8	第2章4(2)エ	優先交渉権者との交渉が不調になった場合に備え、次順位交渉権者の決定及び公表は行わないのか。	審査結果において全応募者の点数を公表します。審査結果が次点の者が、次点交渉権者に該当します。
1-24	実施方針	9	第4章1(1)	「緑化率（緑地面積率）」の記載がございませんが、「明石市工場立地法」に準じて「緑地面積率：20%以上、環境施設面積率：25%以上」との理解でよろしいでしょうか。	緑化率は工場立地法を遵守する必要があります。 なお、緑化率は敷地全体で遵守するものであるため、本事業で整備する施設配置範囲のみで条件を満たすものではありません。
1-25	実施方針	9	第4章1(1)	「日影制限」の記載がございませんが、「明石市日影規制」に準じて「市街化調整区域：日影の許容時間4ー2、5h／測定面の高さ4m」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1-26	実施方針	16	別紙3 契約締結リスク	「事業者の事由により契約が結べない等」のリスク負担が「議会を含む本市の事由により契約が結べない等」のリスク負担と同じく「本市△」「事業者△」となっているが、同じで良いのか。「本市」「事業者○」ではないのか。	契約前であるため、不履行責任を負わせることができないという意味で、ご指摘の箇所は事業者の主分担リスクとしていません。そのため、別紙3のとおりとする方針です。
1-27	実施方針	16	別紙3 契約締結リスク	「事業者の事由により契約が結べない等」の欄に「議会を含む本市の事由により契約が結べない等」の欄と同じく※1として「契約の当事者双方が、すでに支出した金額をそれぞれ負担する。」との注釈がついているが、本市が負担する必要はあるのか。不要ではないのか。	契約前であるため、不履行責任を負わせることができないという意味で、ご指摘の箇所は事業者の主分担リスクとしていません。そのため、別紙3のとおりとする方針です。
1-28	実施方針	16	別紙3 法令等の変更リスク	「上記以外の法令の変更等」は事業者が主分担となっていますが、法令変更は事業者ではコントロールできません。従いまして、本事業に直接関係しない法令の変更等についても、貴市でのご対応をお願いします。	本事業に直接関係する法令以外の法令とは、広く企業全般や個人に適用される法令等の一般的なものを想定しています。そのため、考え方は別紙3のとおりとする方針です。ただし、そのような一般的な法令変更でも、行政が主分担するように別途通達がある場合もあり、具体的には個別に協議を行い対応を決定させていただきます。
1-29	実施方針	16	別紙3 許認可リスク	「本市が実施する許認可取得の遅延に関するもの」については、事業者が従分担となっていますが、これは貴市が許認可に必要な資料の作成支援との理解でよろしいでしょうか。	本市が許認可に必要な資料の作成支援、及び必要に応じて事業者に同席いただく関係機関協議とします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1-30	実施方針	16	別紙3 施設損傷	ここでいう事故・火災等は事業者に原因がある事故・火災等に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施方針に関する意見					
2-1	実施方針		用語の定義「事業者」	「選定事業者をいう。選定された応募者」は「選定された応募者をいう。」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
2-2	実施方針		用語の定義「設計企業」	「事業者」は「構成企業」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
2-3	実施方針		用語の定義「建設企業」	「事業者」は「構成企業」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
2-4	実施方針		用語の定義「運営企業」	「事業者」は「構成企業」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集要公告において修正します。
2-5	実施方針		用語の定義「応募者」	「企業もしくは企業グループ」は「企業又は企業グループ」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
2-6	実施方針	1	第1章 6	明石市新ごみ処理施設整備基本計画（2023 年 3 月）では「可燃ごみとして搬入された剪定枝を破碎・チップ化する設備、保管するヤードを検討します。」としている。新ごみ処理施設整備にあわせて同設備等を設置すべきではないかと考える。	剪定枝のリサイクルは別事業とします。
2-7	実施方針	2	第1章 7（3）	安全に工事を遂行するためには適切な工事期間の確保が重要と考えます。 本工事の令和13年3月に新施設を完工するためには、本工事の土建着工を令和9年6月から可能となるよう調整いただきますようお願いします。 適正な工事期間を確保することで、安全性、経済性の面でメリットがあると考えます。	ご意見のとおり本市も認識していますが、本市としては先行している「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」を安全に完了させることも重要と考えており、本事業における着工可能時期は「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の工事期間次第になります。具体的には、募集公告において示します。
2-8	実施方針	2	第1章 7（3）	既存の計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存駐車場の解体撤去工事については、本施設の運用開始後でないと解体工事に着手できないため、解体完了の期限については、令和13年6月までとしていただくことを提案します。工事における安全を確保するためには、適切な工事工程を確保していただくことが重要と考えております。	実施方針 第1章 7（3）アに記載のとおり、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存駐車場（駐車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事等の期間は、令和13年6月までとする場合があることを想定しています。
2-9	実施方針	3	第1章 7（5）ア（ウ）g 第1章 7（5）イ（ウ）d	啓発業務（行政及び議員視察の受付及び対応を除く。）は事業者が行う業務となっているが、事業目的に掲げる「地球環境に負荷の少ない循環型社会・低炭素社会の構築」、「将来にわたる安全かつ安定したごみの適正処理と再生資源回収」、「省エネルギーと再生エネルギーの有効活用による温室効果ガスの発生抑制」等の市民への啓発は行政の役割である。そのため、ア（ウ）g については「啓発事業の支援（事業者の提案）」と、イ（ウ）d については「啓発業務」とすべきではないかと考える。	啓発業務は、事業費の抑制を図りながら有効活用できるものとし、詳細な内容については事業者の提案に委ねることとします。啓発業務における本市と事業者の業務範囲の詳細については、事業者の提案を踏まえて検討します。
2-10	実施方針	5	第2章 1	ごみ処理施設は、性状が多様で日々変化するごみを長期間に亘り確実に処理した上で、地域への情報公開など透明性も求められると認識しております。このため、プラント及び土木建築について事業者の技術・ノウハウ・創意工夫を競争させることで、高い品質の施設整備・運営が可能となります。 事業者選定にあたっては、昨今の物価高騰を反映した適切な価格水準において、こうした技術・ノウハウ・創意工夫をご評価いただくような枠組みとなるようお願いいたします。なお、かかる事情を踏まえ、本事業の事業者選定は公募型プロポーザル方式が採られているものと拝察しております。	本事業に対するご認識はご理解のとおりです。 事業者選定にあたっては、性能発注を踏まえた選定方法を検討しています。また物価高騰についても考慮いたします。詳細は募集公告において示します。
2-11	実施方針	6	第2章 3（1）エ	「特別目的会社（以下「SPC」という。）は「SPC」とすべきではないかと考える。	ご理解のとおりです。募集公告において修正します。
2-12	実施方針	6	第2章 3（1）エ	DBO方式において、SPCを設立せず、貴市と運営企業間で運営委託契約を直接締結する事業スキームでの提案もお認めいただきたく、ご検討をお願い致します。SPCの設立を行わない場合、設立する場合と比べ事業リスクを大きく変えずに、SPC設立・維持管理費分の事業費を削減することが可能です。	本事業は運営期間が長期になるため、SPC設立により、本事業の運営における収支の明確化や、代表企業等における本事業以外の業績不振による倒産リスクの緩和等の利点があると考えています。そのため、SPC設立は必須条件とします。
2-13	実施方針	7	第2章 3（2）カ（イ）、（エ）	「PPP・PFI事業等」の定義が必要と考える。	PPP・PFI事業等とは、PFI事業、DBO方式、長期包括運営委託方式を示します。募集公告において修正します。
2-14	実施方針	16	別紙3 許認可リスク	貴市が実施する許認可取得について、事業者に原因がないものは、従分担といえども、リスク負担致しかねるため、事業者欄に付されている△は削除いただきたく、ご検討をお願いいたします。	本市が実施する許認可取得にあたり、事業者による協力（必要な資料の作成等）も想定されるため、事業者も従分担とします。
2-15	実施方針	16	別紙3 近隣対応リスク	住民反対運動等が起った原因によっては、貴市にリスク負担いただくべき場合も想定されます。このため、貴市は従負担としていただきたく、お願いいたします。	本市所掌の業務に起因する近隣対応リスクや事業そのものに対する住民反対運動等は本市の主分担とします。事業者に起因する近隣対応リスクについては、事業者の主分担とします。
2-16	実施方針	-	-	その他、体言止めの場合の句点付加の誤り、法律番号の付加（初出）省略（初出以外）の誤り、「または」と「又は」、「および」と「及び」の混在等が見られます。表記について見直しされてはいいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します
要求水準書（案）に関する質問					
3-1	要求水準書（案） I 共通編	iv	【用語】「建設JV等」	「エネルギー回収推進施設の建設」とは何か。	焼却施設に修正します。
3-2	要求水準書（案） I 共通編	2	第1章 第2節 3（1）	「敷地範囲：約25.32ha」とありますが、建築基準法上の敷地境界線と理解してよろしいでしょうか。	建築基準法上の敷地は、都市計画決定により定めた都市施設の範囲「約9.2ha」としてください。
3-3	要求水準書（案） I 共通編	2	第1章 第2節 3（1）	「敷地範囲：約25.32ha」内にある全ての建物の建築面積、延床面積、構造、階数、建築確認通知書、建築確認検査済証をご提示願います。	募集公告時に可能な範囲で示します。
3-4	要求水準書（案） I 共通編	3	第1章 第2節 4（1）ウ（ウ）	「-N/m2（垂直積雪量 -cm） ※明石市建築基準法施行細則による。」とありますが、「明石市建築基準法施行細則第2条の3」に準じて「30cm」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-5	要求水準書（案） I 共通編	3	第1章 第2節 4（1）ウ（エ）	「-cm」とありますが、建物基礎の底面は凍結深度より下にする必要があるため、凍結深度の具体的な数値をご教示ください。	本市では凍結深度に係る規定はございません。気象条件等をもとに想定してください。
3-6	要求水準書（案）	3	第1章 第2節 4（2）	「緑化率（緑地面積率）」の記載がございませんが、「明石市工場立地法」に準じて「緑地面積率：20％以上、環境施設面積率：25％以上」との理解でよろしいでしょうか。	緑化率は工場立地法を遵守する必要があります。

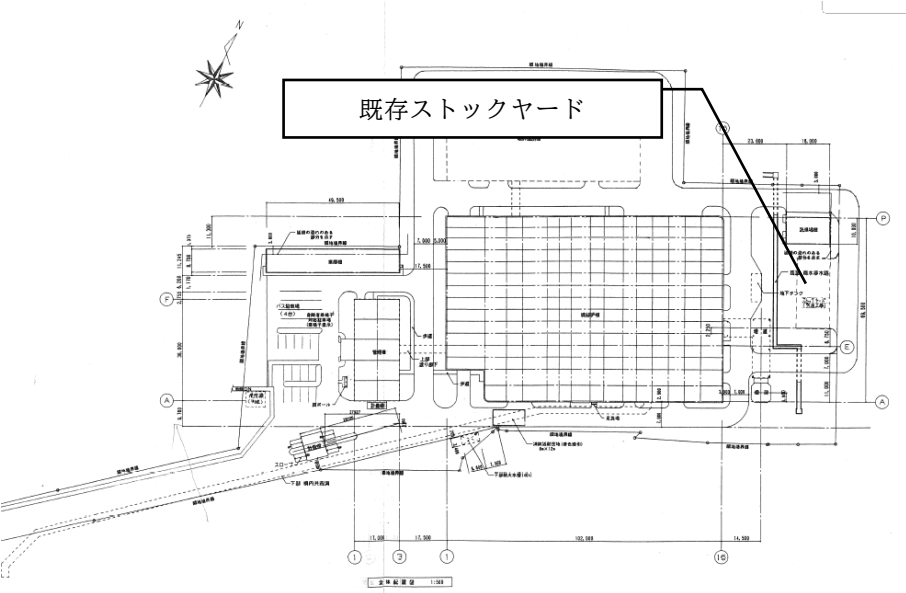
No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
	I 共通編				なお、緑化率は敷地全体で遵守するものであるため、本事業で整備する施設配置範囲のみで条件を満たすものではありません。
3-7	要求水準書 (案) I 共通編	3	第1章 第2節 4 (2)	「日影制限」の記載がございませんが、「明石市日影規制」に準じて「市街化調整区域：日影の許容時間4ー2.5 h／測定面の高さ4 m」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-8	要求水準書 (案) I 共通編	3	第1章 第2節 4 (5) ア	現状の想定では、既設の明石クリーンセンターに引き込んでいる 77kV、2 回線とは別に、新施設用に 22kV、1 回線を新たに引き込むという理解でよろしいでしょうか。新施設の試運転時は、敷地内において 77kV と 22kV の引き込み線の両方が使用され、新施設竣工後に 77kV を使用停止する想定との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-9	要求水準書 (案) I 共通編	3	第1章 第2節 4 (5) ア	新施設の受電電圧について 22kV ではなく、33kV となる可能性はありますでしょうか。すでに送配電会社と事前相談などされた内容がありましたらご教示ください。22kV から 33kV への条件変更により、電気室レイアウトに影響する可能性があります。	関西電力送配電株式会社への事前相談では、受電電圧は 22kV との回答を得ています。したがって、募集公告時においても 22kV とする予定です。
3-10	要求水準書 (案) I 共通編	4	第1章 第2節 4 (5) イ (イ)	当該工事の実施に当たり、掘削を伴う工事が発生します。当該工事範囲には土壌汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。また調査命令も発出されないと考えてよろしいでしょうか。調査および土壌汚染対策工事が必要となった場合は工期および費用については精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	建設予定地範囲内（実施方針 P.14 参照）の土壌汚染状況調査は完了しており、汚染の無いことを確認しています。調査実施時より地歴も変わっていないため、調査命令が発出されることはないと考えています。ただし、この範囲外の土を触る際には別途土壌汚染状況調査が必要となる場合があります。その場合の調査や、土壌汚染対策工事（汚染土の運搬・処分を含む）に要する工期及び費用については、本市と協議の上、決定します。
3-11	要求水準書 (案) I 共通偏	4	第1章 第2節 4 (5) エ (イ)	「下水道へ放流すること。」とありますが、下水道放流接続先をご提示願います。	下水道の接続先は、実施設計時に下水道管理者との協議を踏まえて決定します。参考として、現在の下水道接続先は、正門前と第2次最終処分場南側の汚水ポンプ場圧送先の二か所です。
3-12	要求水準書 (案) I 共通偏	4	第1章 第2節 4 (5) エ (イ)	既存ストックスペース(成形品ストックヤード)を継続使用する計画とする場合、当該エリアの給排水の考え方についてご教示ください。(例：給水は新施設からの上水供給、排水は下水道放流など) また、計画のために各既存施設の給排水系統図および配管図をご提示願います。	給水は新施設からの上水もしくは地下水（井戸は新設）供給、排水は下水放流とします。図面は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-13	要求水準書 (案) I 共通偏	4	第1章 第2節 4 (5) オ	「既存の雨水調整池に導くこと。※既存の雨水調整池に係る雨水排水計画や容量計算については添付資料を参考に現況を確認の上、兵庫県総合治水条例に基づき県と協議し、必要に応じて雨水調整池及び雨水管を整備すること。」とありますが、工事区画及びその上流側に既存雨水調整池の流域として含まれていません。方針が決まらなければ適切な雨水排水計画を提案することが困難です。 工事区画の雨水をどのように処理するか、方針をご提示願います。	建設予定地範囲及び収集車車庫エリア（合計約 2.23ha）の雨水は、既存雨水調整池への排水を継続しない計画とします。したがって、建設予定地範囲内に新規に調整池（地下型）を設置し、既存調整池の排水塔よりも下流側に接続することとしてください。具体的な接続箇所の想定は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-14	要求水準書 (案) I 共通偏	4	第1章 第2節 4 (5) オ	既設雨水調整池に工事範囲の雨水を入れることが不可の場合、既設雨水調整池下流の既設雨水管に接続することが想定されます。既設雨水調整池下流の既設雨水配管の配管深さ、配管位置、配管径をご提示願います。	建設予定地範囲及び収集車車庫エリア（合計約 2.23ha）の雨水は、既存雨水調整池への排水を継続しない計画とします。ご質問の内容については、可能な範囲で募集公告において方針を示します。
3-15	要求水準書 (案) I 共通編	4	第1章 第2節 4 (5) オ	新施設整備に伴う既存調整池への調整機能付加の要否について、ご教示ください。 既存調整池に調整機能付加が必要な場合、具体的な条件についてご教示下さい。 もし、建設予定地内に新たに調整池機能の確保が必要な場合は、金額に加え、工期にも影響しますので、具体的な条件（必要容量、排水経路、排水先・排水先の制約条件等）をご教示いただきたいです。	建設予定地範囲及び収集車車庫エリア（合計約 2.23ha）の雨水は、既存雨水調整池への排水を継続しない計画とします。具体的な条件は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-16	要求水準書 (案) I 共通編	4	第1章 第2節 4 (5) オ	当該工事の実施に当たり、掘削を伴う工事が発生します。当該工事範囲には土壌汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。また調査命令も発出されないと考えてよろしいでしょうか。調査および土壌汚染対策工事が必要となった場合は工期および費用については精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	建設予定地範囲内（実施方針 P.14 参照）の土壌汚染状況調査は完了しており、汚染の無いことを確認しています。調査実施時より地歴も変わっていないため、調査命令が発出されることはないと考えています。ただし、この範囲外の土を触る際には別途土壌汚染状況調査が必要となる場合があります。その場合の調査や、土壌汚染対策工事（汚染土の運搬・処分を含む）に要する工期及び費用については、本市と協議の上、決定します。
3-17	要求水準書 (案) I 共通偏	4	第1章 第2節 4 (5) カ	電話・インターネットについて「新たに引き込むこと。」とありますが、引き込み位置をご提示願います。	引き込み位置の指定はありませんので、事業者にて計画してください。
3-18	要求水準書 (案) I 共通編	4	第1章 第2節 5	建築確認申請の提出にあたり、本工事は増築に該当します。既存施設のこれまでの建築確認申請書・確認済書が必要であり、建築確認済書以降の施設の増改築等がある場合は届出がなされていると思います。それら届出資料は揃っているものと考えてよろしいでしょうか。不明な場合は本事業にて建築確認申請を行うまでに貴市にて必要な届出を行い、本事業に本事業において、既存施設のこれまでの建築確認申請書・確認済書・届出有無の確認、及び届出が不要な状態にさせていただきますよう対応願います。	建築確認申請に必要な既存施設に関する書類は、可能な範囲で事前に本市で用意します。なお、実際に必要な資料については契約締結後に事業者と協議した上で精査し、必要に応じて事業者にも準備等に協力いただくこととします。
3-19	要求水準書 (案) I 共通編	5	第1章 第2節 9 (1) イ (イ)	家屋調査の対象は、 ・明石クリーンセンター ・既存管理棟 ・収集事業課事務所棟 との認識でよろしいでしょうか。	家屋調査は、敷地内及び敷地外近隣で本事業の建築工事により影響を受ける可能性がある箇所を対象とします。質問の3施設に加えて、車庫棟、車庫（敷地東側の収集車用車庫）、第1期メガソーラー発電所も対象となる見込みです。
3-20	要求水準書 (案) I 共通編	5	第1章 第2節 9 (1) イ (キ)	「既存施設（現クリーンセンター関連施設、最終処分場、収集事業課事務所等）との利用形態に応じて継続利用又は新たに整備する関連工事、その他必要な工事含む」とありますが、「現クリーンセンター関連施設」とは、 ・既存管理棟 ・既存廃家電及び不法投棄物置場（使用する場合） ・既存ストックスペース（使用する場合） ・既存洗車棟（使用する場合） との理解でよろしいでしょうか。	現クリーンセンター関連施設には車庫棟も含まれます。 なお、本事業では、敷地内の他施設（既存焼却施設、既存破砕選別施設、第2次最終処分場の汚水ポンプ場を除く）の継続利用に必要な工事（ユーティリティの切替・新設等）を実施することを想定しています。そのことを示すように、募集公告において修正します。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-21	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	5	第1章 第2節 9 (1) ウ (ア)	ペット等の動物死体受付対応について、現状どのような業務をされているかご教示願います。	現在のペット等の動物死体受付対応は、電話受付、直接持込対応、引取対応、納付書発行、納付確認（未収対応含む）を実施しています。
3-22	Ⅰ 共通編	6	第1章 第2節 9 (1) ウ (イ)	焼却残渣（主灰・飛灰）についても、引取先(最終処分場含む)や搬出業者の選定、引取先や搬出業者との連絡・調整・発送は貴市が行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集公告において修正します。
3-23	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	6	第1章 第2節 9 (1) ウ (ウ)	「※自営線点検時や、焼却施設の停炉・電気設備点検時等において、別契約で敷設した自営線供給先施設（場外）への給電を継続するために仮設発電機を用意すること。」とありますが、想定されている仮設発電機の仕様（容量）をご教示願います。	要求水準書（案）Ⅲ 運営編 P.5 に記載のとおりです。 「明石中央体育会館の契約電力は、過去 7 年間は 255kW～265kW で推移しており、これを参考として不足のない容量の仮設発電機を用意すること」
3-24	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	6	第1章 第2節 9 (1) ウ (ウ)	「別契約で敷設した自営線供給先施設（場外）への給電を継続するために仮設発電機を用意すること。」とありますが、運営編 p5 では「別契約で敷設した自営線供給先施設（場外）3 施設のうち明石中央体育会館～へは、～仮設発電機を用意すること」とあり、仮設発電機の対象は明石中央体育会館のみとなっています。他 2 施設（木の根学園、明石養護学校）については、新焼却施設の計画停電、自営線の点検に合わせて停電可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集公告において修正します。
3-25	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	6	第1章 第2節 9 (1) ウ (ウ)	「仮設発電機を用意すること」とありますが、仮設発電機の設置場所については、場外への自営線に突発トラブル等が生じた場合（焼却施設から電気を供給できない場合）を考慮すると、明石中央体育会館内が望ましいと思料しますが、想定している設置場所をご教示ください。 また、「仮設発電機を用意すること」とありますが、事業者にて仮設発電機の手配及び明石中央体育館への持込み、貴市にて既設受電盤の仮設発電機用端子の改造及び接続を頂くことを示していますでしょうか。	仮設発電機の設置場所は明石中央体育会館を想定しています。明石中央体育会館で必要な改修等については本市で対応します。
3-26	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	6	第1章 第2節 9 (1) ウ (カ)	「別事業で整備する場外への自営線による送電を行うこと。」とありますが、事業者の所掌は以下と考えてよろしいでしょうか。 ・送電フィーダ：6.6kV 1 回線を用意。 ・ハンドホール：敷地境界付近にハンドホールを用意、取合い点とする。 ・埋設管路：建屋からハンドホールまでの埋設管路を用意。（建屋内高圧配電盤外部端子以降のケーブル施工は市様所掌） また、6.6kV 自営線フィーダの計画のため、自営線で送電する最大需要電力想定値をご教示願います。	ご理解のと通りの想定で構いません。自営線による送電先の最大需要電力想定値は、各施設の契約電力（明石中央体育館 約270kW、木の根学園 約150kW、明石養護学校 約170kW）を参考に想定してください。なお、今後の使用状況により、変動する可能性はあります。
3-27	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	7	第1章 第2節 9 (2) ア (ア)	貴市にて行われる業務として「土壌汚染状況調査」とありますが、既往調査（令和元年の地歴調査報告書及び令和 2 年の土壌汚染状況調査報告書）の調査対象範囲外にも、本工事に伴う外構配管・配線・門扉・解体撤去工事等の形質変更が発生することが想定されます。 既往調査の調査対象外における土壌汚染調査は事業者にて調査費を見積に見込むものと理解してよろしいでしょうか。	既往の土壌汚染状況調査対象範囲外の土を触らなければ工事できないような場合には、そのための調査や、土壌汚染対策工事（汚染土の運搬・処分を含む）に要する工期及びに要する費用については、本市と協議の上、決定します。
3-28	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	7	第1章 第2節 9 (2) ア (ア)	土壌汚染の有無や影響が不透明かつ適切な積算が困難であるため、土壌汚染を想定しない計画としてよろしいでしょうか。	既往の土壌汚染状況調査対象範囲内は、汚染が無いことを確認しています。既往の土壌汚染状況調査対象範囲外の土を触らなければ工事できないような場合には、そのための調査や、土壌汚染対策工事（汚染土の運搬・処分を含む）に要する工期及びに要する費用については、本市と協議の上、決定します。。
3-29	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	7	第1章 第2節 9 (2) ア (ア)	基準値超過の土壌汚染が新たに発見された場合、追加調査、土壌汚染対策工事、汚染土の運搬・処分にに関する費用及び工期は別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	既往の土壌汚染状況調査対象範囲外の土を触らなければ工事できないような場合には、そのための調査や土壌汚染対策工事（汚染土の運搬・処分を含む）に要する工期及び費用については、本市と協議の上、決定します。
3-30	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	7	第1章 第2節 9 (2) ア (ア)	「2025 年（令和 7 年）7 月から開始する「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」において、同解体工事に必要な土壌汚染対策法に基づく届出を行うが、本事業において新規の届出が必要な場合は、その都度対応すること。」とありますが、既往調査にて調査対象としている範囲について、既往調査以降の地歴調査及び追加調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	既往の土壌汚染状況調査対象範囲について、調査実施時より地歴も変わっていないため、追加調査は不要と考えています。ご質問の箇所文は、「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」においては地下部解体撤去に伴う土壌汚染対策法 4 条届出を行うが、本事業において地下部を触る工事で改めて 4 条届出が必要な場合は対応を求める意味です。
3-31	Ⅰ 共通編	7	第1章 第2節 9 (2) ア (ア)	「本事業において新規の届出が必要な場合は、その都度対応すること。」とありますが、届出は行うものの、調査命令が発出された場合や調査の結果土壌汚染が見つかり、対策工事が必要になった場合は工期の見直しおよび費用の精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。特に既存施設の上水切替工事、調整池改修工事（必要な場合）、既存施設改修工事（必要な場合）に調査が必要になるものと想定されます。	建設予定地範囲内（実施方針 P.14 参照）の土壌汚染状況調査は完了しており、汚染の無いことを確認しています。調査実施時より地歴も変わっていないため、この範囲の形質変更にかかる届出を行っても、調査命令が発出されることはないと考えています。 既往の土壌汚染状況調査対象範囲外の土を触らなければ工事できないような場合には、そのための調査や土壌汚染対策工事（汚染土の運搬・処分を含む）に要する工期及び費用については、本市と協議の上、決定します。
3-32	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	10	第1章 第2節 12 (2)	基準ごみの単位容積重量が「179kg/m³」とありますが、Ⅰ 共通編 8 の資源リサイクル施設計画処理量の表中には、燃やせないごみの単位体積重量として「0.15」が記載されています。 資源リサイクル施設の計画には、いずれの値を用いればよいかご教示願います。	燃やせないごみ（家庭系）の単位体積重量は179kg/m³（0.179t/m³）とします。
3-33	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	10	第1章 第2節 12 (2)	プラスチック類（14t/5h）の組成について、軟質プラスチックと硬質プラスチックの割合をご教示願います。	軟質プラスチックと硬質プラスチックの割合の想定はございません。
3-34	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	10	第1章 第2節 12 (2)	プラスチック類（14t/5h）のうち、製品プラスチックとして搬入されるごみの出し方の基準をご教示願います。 容器包装リサイクル協会が規定する品質ガイドライン(分別収集物)では、一辺の長さが50cm 以上のものは異物とみなされますが、収集対象とする予定の最大サイズをご教示願います。また、収集対象の製品プラスチックは、プラスチック素材 100%のものに限定されると理解してよろしいでしょうか。	現時点で製品プラスチックの出し方、サイズ、性状についての基準は想定していません。 「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和 4 年 1 月 環境省）をご参照ください。
3-35	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	12	第1章 第2節 15 (2) ウ (ウ)	(ウ) ガラスの選別基準には A 判定の記載がない一方、Ⅰ 共通編 P22 の資源リサイクル施設引渡性能試験方法には、ガラスの選別基準(純度)の保証値欄に A 判定が記載されています。 ガラスの選別基準(純度) A 判定は保証値でしょうか。	ガラスの選別基準に関する A 判定は目標値とします。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-36	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	12	第1章 第2節 15 (2) ウ (エ), (オ)	(エ)ペットボトル、(オ)プラスチック類の選別基準に「適合検査でA判定を目指すこと。」と記載されています。A判定は保証事項ではなく、目標と理解してよろしいでしょうか。 一方、Ⅰ 共通編 P22 の資源リサイクル施設引渡性能試験方法には、選別基準(純度)の保証値欄に「A判定」が記載されています。	運営における処理条件としては、ご理解のとおり A 判定は目標とします。P. 22 の資源リサイクル施設引渡性能試験方法の保証値欄の A 判定も「目標値」とします。
3-37	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	14	第1章 第2節 16 (8)	有害物質「六価クロム化合物」について、令和6年1月の下水道法改正にて一律基準が変更となっています。 本書・改正前) 0.5mg/L 改正後) 0.2mg/L 改正後の基準値を適用する理解でよろしいでしょうか。	下水道法の基準値につきましては、0.2mg/L に修正します。 なお、本事業では明石市下水道条例の基準値 (0.1mg/L 以下) を遵守することとします。
3-38	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	14	第1章 第2節 16 (8)	有害物質「ダイオキシン類」について、現行法と異なる数値が記載されています。本書) 10pg-TEQ/L 以下現行法) 1pg-TEQ/L 以下現行法の基準値を適用する理解でよろしいでしょうか。	1pg-TEQ/L は水質における環境基準であり、廃棄物処理施設から放流する下水には適用されないものと考えます。
3-39	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	17	第1章 第3節 3 (1) ウ	資源リサイクル施設においては、処理能力の計測、処理物の計量、純度回収率等の分析は事業者にて実施し、排気口出口粉じん濃度の測定のみ「法的資格を有する第三者機関」による分析としてよろしいでしょうか。 また、騒音・振動・悪臭は焼却施設運転時に測定することから、資源リサイクル施設個別の測定は行わず、焼却施設と併せて施設全体に対する測定を行うことでよろしいでしょうか。	関係法令及び規格等において第三者機関による測定・分析が規定されている調査項目は、第三者機関により対応してください。該当する関係法令及び規格等がない場合は、事業者の提案に委ねます。なお、第三者機関の測定・分析要否に係わらず、いずれも現地調査には事業者が立会い、また分析結果は事業者の責任で確認・報告してください。騒音・振動・悪臭の測定は、焼却施設を含む施設全体に対する測定を可とします。
3-40	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	22	第1章 第3節 3 表 資源リサイクル施設の引渡性能試験方法	ガラス、ペットボトル、プラスチック類の純度の分析に関して、容リ協会の分別基準及び品質判定基準に基づき事業者にて分析を実施し、A 判定以上を確認することでよろしいでしょうか。	ペットボトル、プラスチック類についてはご理解のとおりです。ガラスについては、品質ランク分けはないため「引取品質ガイドラインに適合すること」を確認してください。
3-41	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	28	第3章 第1節 2 (1)	「掘削工事に際して生じた埋設廃棄物については、廃棄物と土壌を分別すること。」とありますが、廃棄物が埋設されている範囲 (位置及び深さ) をご提示願います。	募集公告時の要求水準書及びその添付資料に明記されているものや、要求水準書及びその添付資料に記載の内容からご確認ください。
3-42	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	28	第3章 第1節 2 (1)	埋設廃棄物が埋設されている想定範囲以外の部分から廃棄物が発見された場合、その廃棄物の処分に係る費用は別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	募集公告時の要求水準書及びその添付資料から予期できない埋設廃棄物が発見された場合は、本市と協議の上、決定します。
3-43	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	28	第3章 第1節 2 (1)	埋設廃棄物の廃棄物調査結果をご提示願います。	募集公告時の要求水準書及びその添付資料に明記されているものや、要求水準書及びその添付資料に記載の内容からご確認ください。
3-44	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	28	第3章 第1節 2 (2)	「予期せぬ大規模な工作物 (抜杭工事が必要な杭等) や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う。」とありますが、貴市よりご提示いただく資料に記載がなく事業者にて予期することができない工作物や地中障害物については、その大小に関わらず、その処分及び工期遅延に関して協議としていただけないでしょうか。	募集公告時の要求水準書及びその添付資料から予期できない工作物・地中障害物が発見された場合は、本市と協議の上、決定します。
3-45	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	28	第3章 第1節 2 (2)	「添付資料 (地歴調査や旧施設図面等) で示している残存工作物・地中障害物の存在が確認された場合は、事業者の負担において適切に処分する。また、予期せぬ大規模な工作物 (抜杭工事が必要な杭等) や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う。」とありますが、工事区画内の建物及びそれに付随する設備配管等は全て別途工事の解体撤去工事にて撤去されているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-46	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	30	第3章 第1節 7 (2)	「生きびんは…、施設に搬入された場合は資源物として選別すること。」と記載されています。想定される生きびんの品目、種類数をご教示願います。	生きびんの品目、種類の指定はありません。 なお、生きびんは色別カレットに含めて構いません。
3-47	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	30	第3章 第1節 7 (2)	生きびんが施設に搬入された場合は、色別カレットの選別に含めてよろしいでしょうか。	生きびんは色別カレットに含めて構いません。
3-48	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	30	第3章 第1節 9 (4)	「市道の接続点から本施設の玄関まで繋がる遊歩道の整備」とありますが、遊歩道の位置をご提示願います。	遊歩道の整備は啓発設備の例示になります。事業者提案で遊歩道を設けられるのであれば、位置を含めてご検討・ご提案ください。
3-49	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	33	第3章 第2節 6 (3)	資源リサイクル施設においては、展開検査装置に代わる対応として、受入ヤードに展開検査スペースを設け、展開検査後の処理物は重機により受入ホッパに投入するものとしてよろしいでしょうか。	可能とします。
3-50	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	33	第3章 第2節 7 (3)	「一般持込車または専用車で搬入される「動物の死体」は冷凍庫で保管すること。(冷凍庫の設置場所は、一般持込ヤードとする。)」との記載がありますが、焼却処理用の冷凍庫については、焼却施設内の設置をお認めいただけますでしょうか。	可能とします。ただし、一般持込ヤード等で受け取った後、ご提案の「焼却施設内に設置する焼却処理用の冷凍庫」までの移動は、事業者にて行ってください。
3-51	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	34	第3章 第2節 9 (4)	「中身の入ったスプレー缶・エアゾール缶・カセットボンベ等は、…事業者にて処理を行うこと。」と記載されています。 処理不適、処理困難、法令等により処理できない物は、適正に保管し、市様指定の業者に引き渡すものと理解してよろしいでしょうか。	危険物・有害物・適正処理困難物については収集対象物としていませんが、処理対象物に混入して搬入された場合は事業者により処理を行うこととします。募集公告において修正します。
3-52	要求水準書 (案) Ⅰ 共通偏	34	第3章 第2節 9 (4)	スプリング入りマットレスは保管のみ行い、市様指定の業者へ引き渡すまでが事業者範囲と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案) Ⅱ建設編 P.6 に記載のとおり、スプリング入りマットレスは資源化委託または破碎設備で処理してください。
3-53	要求水準書 (案)	34	第3章 第2節 9 (5)	「ヤードやピットは、搬入のピーク時にも対応が可能な容量を確保すること。」と記載があります。ピーク時の1時間あたりの搬入車両台数を、ごみ種ごとにご提示いただけますでしょうか。	不燃ごみ (粗大ごみ含む) が51 台/h、資源ごみが25 台/h となります。(2023 年度 (令和5 年度) 実績)

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
	I 共通編				
3-54	要求水準書 (案) I 共通編	37	第3章 第5節 1 (6)	「敷地内に搬入された廃棄物は、すべて建屋内において貯留・処理を行い、資源物等を含めて屋外に留め置くことがないこと。」とありますが、既存の廃家電及び不法投棄物置場のスペースを使用する場合、現状と同じような屋外での貯留はお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。 建設編 p75 に記載のある、「ストックスペース 屋外ヤード式(屋根付き)」も屋外での貯留となりますのでご確認をお願いいたします。	廃棄物は基本的に建屋内での貯留とします。 飛散・悪臭の環境影響を十分防止可能な廃棄物については屋外貯留も可能とします。(ご質問のストックスペースの貯留対象物は、飛散や悪臭等の懸念の少ないものと想定しています。)
3-55	要求水準書 (案) I 共通編	38	第4章 第1節 (5)	他のクラウドサーバー(box)の採用も可能でしょうか。	不可とします。
3-56	要求水準書 (案) II 建設編	1	第1章 第2節 1 (4)	会議テーブル・椅子 (8 名程度が使用できる大きさ) であると記載がございましたが、具体的な面積指定はございますか。なお、個別の机をご用意する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	会議テーブルの具体的な面積指定はございません。図面確認、ノート PC 作業等が行える大きさにしてください。また、必ずしも個別机とする必要はございません。
3-57	要求水準書 (案) II 建設編	3	第1章 第3節 2 (13) イ	煙突の高さは「計画地盤高さ+59m」とありますが、現況地盤高さを計画地盤高さと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-58	要求水準書 (案) II 建設編	3	第1章 第4節 1 (1) エ	不法投棄ごみの搬入量および種類・品目をご教示願います。	消火器 22 本、タイヤ 11 本、家庭用洗濯機 3 台、家庭用冷蔵庫 2 台、テレビ 32 台、バッテリー 8 個、ウォータークーラー 1 台 (2023 年度 (令和 5 年度) 実績) なお、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び不法投棄ごみ等に含まれる危険物・有害物・処理困難物等は、一時保管後、関係法令等を遵守し、適正に処理するよう変更します。
3-59	要求水準書 (案) II 建設編	4	第1章 第4節 1 (2) イ	「…大型動物の場合は、ユニック車で作業を行う可能性がある。」と記載がありますが、ユニック車の手配及び操縦、搬入作業は搬入者側の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-60	要求水準書 (案) II 建設編	5	第1章 第4節 3 (3) ア	「※色別に選別したガラスや缶 (スチール・アルミ) については事業者にて選定した業者に引き渡すものとする。」となっているが、本市において入札等の方法により業者を選定しないのはなぜか。	色別に選別したガラスや缶 (スチール・アルミ) の引取先は本市が選定します。ご指摘箇所の記載は募集公告において修正します。
3-61	要求水準書 (案) II 建設編	5	第1章 第4節 3 (3) ア	ガラス選別残渣の引取先は貴市にて決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ガラス選別残渣の引取先は本市で決定します。
3-62	要求水準書 (案) II 建設編	5	第1章 第4節 3 (3) ア	不適物、缶、ペットボトル、各色びんの選別順序が指定されていますが、選別順序は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	選別順序は事業者提案を可とします。
3-63	要求水準書 (案) II 建設編	5	第1章 第4節 3 (3) ア	ペットボトルの不適物除去計画のため、ラベル付きで搬入されるペットボトルの割合をご教示願います。	ラベル付きで搬入されるペットボトルの割合は把握しておりません。参考として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が引き取るペットボトルのペール品質調査の結果をご覧ください。 https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/dl/excel/city/dl_shichoson_hinshitsu.xlsx
3-64	要求水準書 (案) II 建設編	6	第1章 第4節 4 (2)	缶・びん・ペットボトルの選別残渣は焼却施設のごみピットへ搬送するのではなく、ガラス選別残渣貯留設備 (要求水準書 建設編 73 ページ 5 項)へ搬送すると考えてよろしいでしょうか。	「ガラス選別残渣」は、建設編 P.5 に記載のとおり単独で資源化を行う可能性もあるため、他の選別残渣とは貯留設備を分けてください。P.6 のフロー図は、そのことが分かるように修正します。
3-65	要求水準書 (案) II 建設編	12	第3章 第1節 4	ごみ展開検査装置を使用する最大車両の諸元をご提示いただけないでしょうか。	平ボディ車 (4t 車) を想定してください。
3-66	要求水準書 (案) II 建設編	14	第3章 第1節 7 〔特記事項〕 (1)	ごみクレーン操作室及び見学者用窓ともに、清掃員による清掃に統一という提案も可能でしょうか。	可能とします。
3-67	要求水準書 (案) II 建設編	14	第3章 第1節 8 〔特記事項〕 (3)	「放水銃装置：(3)・・・(ピット内が煙により出火場所が目視できない場合も速やかに放水銃の稼働 (自動) により消火できるシステムとすること) ただし、放水の可否は手動とする。」とありますが、これは自動散水を指しているのでしょうか。それとも熱検知などで出火場所を特定し、人が確認の上、手動で放水を行うということでしょうか。	基本的には自動散水としますが、手動操作により放水の稼働/停止を切り替えられるようにしてください。
3-68	要求水準書 (案) II 建設編	20	第3章 第3節 3 〔特記事項〕 (1)	「主灰と併せて処理を行う。」とありますが、ボイラー下流側で発生する飛灰のため、飛灰として処理を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集公告において修正します。
3-69	要求水準書 (案) II 建設編	54	第3章 第10節 5 (2) ア (ア)	中央制御室に設置するモニタの監視対象に「広場」がありますが、想定されている場所をご教示願います。	広場の設置想定はないため、削除します。
3-70	要求水準書 (案) II 建設編	54, 80, 104	第3章 第10節 5 〔特記事項〕 (3)	「〔特記事項〕 (3)屋外に設置するカメラは、 SUS 製ケース入りとし…」とありますが、市販標準品で屋外設置に実績のある、アルミ合金、AES 樹脂を採用してもよろしいでしょうか。	可能とします。
3-71	要求水準書 (案) II 建設編	59	第3章 第11節 7 〔特記事項〕 (1), (3)	「飛灰は灰処理設備へ誘導すること。」とありますが、「飛灰処理設備」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集公告において修正します。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-72	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	61	第4章 第1節 2	一般持込受入ヤードの工事所掌はプラント機械設備工事ではなく、建築工事に含むものとしてよろしいでしょうか。	プラント機械設備工事、建築工事のどちらに含むかは限定しません。
3-73	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	61	第4章 第1節 2 〔特記事項〕 (5)	「同時に少なくとも2台以上の積降が出来るスペースを確保すること。」とは、大型の搬出車両ではなく、一般持込(家庭用)の搬入車両が2台以上との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-74	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	62	第4章 第1節 5 (2)	プラットホームの出入口開閉設備の工事所掌はプラント機械設備工事ではなく、建築工事に含むものとしてよろしいでしょうか。	プラント機械設備工事、建築工事のどちらに含むかは限定しません。
3-75	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	63	第4章 第1節 6 (1)	屋内ヤード式のため、工事所掌はプラント機械設備工事ではなく、建築工事に含むものとしてよろしいでしょうか。	プラント機械設備工事、建築工事のどちらに含むかは限定しません。
3-76	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	64 65	第4章 第1節 7 〔特記事項〕 (5)	「転落防止対策(転落防止ゲートの設置等)を講じること」とありますが、限られた建設予定地内での施設配置となるため、施設全体(プラットホーム含む)で車両・人が安全に通行できるスペースを確保することを大前提とし、その中で導入できる車両・人の転落防止対策(転落防止ゲート以外)を採用することもお認めいただけますでしょうか。	車両・人(不注意や安全具未装備の状態も想定する)の転落防止が図られている場合や、または転落のおそれのある作業がピット脇で想定されないのであれば、転落防止ゲート以外の提案も可能とします。
3-77	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	68	第4章 第3節 3 (3) ア	他機器の処理能力は全て t/h 表示ですが、当該機器の能力のみ t/5h で単位が混在しております。処理能力はどちらの表記に統一すればよろしいでしょうか。	回転式破碎機の処理能力を t/h にします。
3-78	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	72	第4章 第6節	各貯留設備に関して、屋内ヤード式を選定した場合、工事所掌はプラント機械設備工事ではなく、建築工事に含むものとしてよろしいでしょうか。	プラント機械設備工事、建築工事のどちらに含むかは限定しません。
3-79	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 10 〔特記事項〕 (2)	特記事項(2)の危険物・処理不適物における成型品は何を指すのでしょうか。	危険物・処理不適物は処理を行わないため、成形品ではなく搬入された状態のままになります。募集公告において修正します。
3-80	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 10 〔特記事項〕 (3)	「既存ストックヤード横の物置場(既存破碎選別施設北東側)を改修し整備することも可」とありますが、現状と同じような使い方(適正処理困難物や不法投棄物を置くスペース)をする場合において、現時点で必要な改修内容がありましたらご教示ください。	必要に応じて、舗装や排水等の整備をしてください。
3-81	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 11 (1)	「屋外ヤード式」となっておりますが、屋内ヤード形式での提案も可能でしょうか。	可能とします。
3-82	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 11 (3) イ	小型家電は 10t フックロール車専用コンテナに貯留するご指定ですが、コンテナは市様もしくは市様指定業者所有のものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-83	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 11 (3) イ	紙・布はコンテナ貯留のご指定ですが、コンテナは事業者にて選定・手配したものとし、コンテナ仕様にご指定はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-84	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 11 (3) イ	その他有価物として想定されているものをご教示願います。	現時点では特に想定しているものはありません。事業者提案により選別可能なものがあれば、想定してください。
3-85	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	75	第4章 第6節 11 〔特記事項〕 (2)	「既存施設のストックスペースにおける貯留を可とする」とありますが、具体的な位置、範囲についてご教示ください。また、貯留を目的とする使用において、現時点で必要な改修内容がありましたらご教示ください。	既存施設のストックスペース(既存ストックヤード)は以下のとおりです。 現時点で改修内容の指定はありません。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
					
3-86	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	76	第4章 第7節 5 (1)	形式は鋼板製に加え、亜鉛メッキ鋼板スパイラルダクトを併用してよろしいでしょうか。	可能とします。募集公告において修正します。
3-87	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	77	第4章 第9節 1 (3)	資源リサイクル施設は、運転中の故障時に瞬時に継続運転を行う必要が無い為、制御を行う SCADA (PC2 台) を二重化構成と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編 P.77 1 計画概要(4)に記載の通り、制御システムは事業者提案とします。
3-88	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	78	第4章 第9節 5 (1)	カメラの設置場所を指定されていますが、実績に応じた適切な場所に設置するものとして見直しの上、提案してもよろしいでしょうか。	可能とします。
3-89	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	86	第5章 第1節 2 (8)	「天井耐震化システムを採用する等、地震に対し十分な強度を有すること。」とありますが、「天井耐震化システム」とは、対象適用範囲を含め「建築基準法施行令 39 条第3 項の特定天井」を示すものでしょうか。	天井耐震化システムとは、日本耐震天井施工協同組合認定工法による天井耐震化工法を想定しています。建築基準法施行令第 39 条の特定天井に該当しない場合でも、避難経路上の天井や、天井落下により地震後の早期復旧・稼働に支障がある室の天井など耐震化が望ましい場合には、非構造部材耐震化を目的とし認定工法の採用を検討してください。
3-90	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	93	第5章 第2節 2 (10) ウ	工事区画南側の既設フェンスは残置と理解してよろしいでしょうか。	「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」においてガードレールは撤去します。メガソーラーとの境界に設置しているフェンスは残置します。
3-91	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	94	第5章 第3節 5	工事区域内にある防火水槽は残置し、給水ラインを盛替えるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-92	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	96	第6章	既設焼却施設が給電・制御している建物及び外構設備について、本施設から給電・制御できるように盛替える必要があると考えております。 竣工後に本施設から給電・制御が必要な施設を明示いただくと共に、盛替えに必要な情報（配線、容量、制御内容等）が分かる既設図面をご提示願います。	余剰電力供給が必要な既存施設は、既存焼却施設、既存破碎選別施設、第2次最終処分場の污水ポンプ場以外の全てです。 図面は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-93	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	101	第6章 第2節 5 (2)	本施設から給電が必要な外灯の範囲をご教示願います。	可能な範囲で募集公告において示します。
3-94	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	工事区画西側の既設門扉は本工事にて解体撤去の上、門柱・門扉を新設するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。正門の解体撤去を本事業に含めることを示すため、募集公告において修正します。
3-95	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	本工事における解体撤去物の図面をご提示願います。	図面は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-96	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	本工事における解体撤去物のアスベスト調査結果をご提示願います。	調査結果はありません。
3-97	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	本工事における解体撤去物に、特別管理産業廃棄物（廃油・PCB 等）はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
3-98	要求水準書（案） Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	別途工事の解体撤去工事にて撤去される既設建物、外構構造物等が分かる解体撤去図をご提示願います。	図面は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-99	要求水準書（案） Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	工事区域東側の収集事業課の下水管が既設焼却場付近に敷設されているため、別途工事の解体撤去工事にて盛替えされる場合、盛替えルートをご提示願います。	図面は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-100	要求水準書（案） Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	別途工事の解体撤去工事にて既設建物の杭は全て撤去されているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-101	要求水準書（案） Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	別途工事の解体撤去工事にて既設建物の杭が残置されている場合、残置されている杭をご提示願います。	杭は全て撤去する予定です。
3-102	要求水準書（案） Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	工事区域内にある電柱及び電線は、別途工事の解体工事にて全て撤去されているものと理解してよろしいでしょうか。	一部の電柱は残置します。詳細は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-103	要求水準書（案） Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	工事区域内にある電柱及び電線が別途工事の解体撤去工事にて盛替えされている場合、盛替えルートをご提示願います。	可能な範囲で募集公告において示します。
3-104	要求水準書（案） Ⅱ 建設編	105	第8章 第1節	既設共同溝は残置利用するものと考えますが、既設共同溝の図面をご提示願います。	図面は、可能な範囲で募集公告において示します。
3-105	要求水準書（案） Ⅲ 運営編	2	第2章 第1節 1（1）	現在の粗大ごみ収集の予約受付システムの仕様をご提示願います。	可能な範囲で募集公告において示します。
3-106	要求水準書（案） Ⅲ 運営編	2	第2章 第1節 1（1）	「粗大ごみ収集の～電話・インターネット等による事前予約業務」とありますが、現状、粗大ごみ収集に関する電話予約は1日何件程度ありますでしょうか。平均、最大についてご教示ください。	令和6年4月から12月までの粗大ごみ予約受付件数は以下のとおりです。 ※変更、キャンセル件数は除く 平均46.6件/日、最大120件/日（令和6年4～12月実績より）
3-107	要求水準書（案） Ⅲ 運営編	10	第2章 第6節 1（1）	「一部は事業者インセンティブとして還元する。」とありますが、どのような内容となるかご教示願います。	募集公告において示します。
3-108	要求水準書（案） Ⅲ 運営編	10	第2章 第8節 1（5）	「敷地外周」について、想定されている具体的範囲をご教示いただけないでしょうか。	本事業における運営対象の施設、外構等の周辺とします。
3-109	要求水準書（案） Ⅲ 運営編	11	第2章 第8節 5（2）	説明支援の具体的内容としては、説明会等へ出席し直接説明を行うことも含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3-110	要求水準書（案）	-	-	本工事に関わる地質調査報告書をご提示願います。	可能な範囲で募集公告において示します。
3-111	要求水準書（案）	-	-	本工事に関わる地歴調査報告書及び土壌汚染状況調査報告書をご提示願います。	可能な範囲で募集公告において示します。
3-112	要求水準書（案）	-	-	第3次最終処分場（給電取合い点）を含む全体配置図のCAD図を提示願います。	可能な範囲で募集公告において示します。なお、第3次最終処分場の給電取合い点については、完成図書（PDF）で示す予定です。
3-113	要求水準書（案）	-	-	管理棟、第3次最終処分場、収集事業課事務所への余剰電力の供給が指示されており、関連資料が提示されると思慮しますが、下記の情報も含めてご教示願います。 ・取合い位置と条件 ・電力の使用量（時間あたりの送電量） ・電力以外に取合う項目があればその機器・機能（特に第3次最終処分場）	可能な範囲で募集公告において示します。
要求水準書（案）に関する意見					
4-1	要求水準書（案） Ⅰ 共通編	iv	【用語】「事業者」	「選定事業者をいう。選定された参加申請者」は「選定された応募者をいう。」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
4-2	要求水準書（案） Ⅰ 共通編	iv	【用語】「設計企業」	「事業者」は「構成企業」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
4-3	要求水準書（案） Ⅰ 共通編	iv	【用語】「建設企業」	「事業者」は「構成企業」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
4-4	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「運営企業」	「事業者」は「構成企業」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
4-5	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「参加申請者」	「企業若しくは企業グループ」は「企業又は企業グループ」とすべきではないかと考える。	ご意見を踏まえ、募集公告において修正します。
4-6	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「代表企業」	本文中に記載がないので用語の定義は不要であると考える。	要求水準書上では代表企業の記載はございませんが、【用語】の一覧を募集要項とあわせるため、本項を記載しています。
4-7	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「構成員」	本文中に記載がないので用語の定義は不要であると考える。	募集要項及び要求水準書で使用しない用語であるため、削除します。
4-8	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「協力企業」	本文中に記載がないので用語の定義は不要であると考える。	募集要項及び要求水準書で使用しない用語であるため、削除します。
4-9	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「工事（設計・施工）契約」	「工事（設計・施工）契約」は「工事（設計・施工）請負契約」とすべきではないかと考える。	工事（設計・施工）請負契約に修正します。
4-10	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「特定事業契約」	本文中に記載がないので用語の定義は不要であると考える。	要求水準書上では特定事業契約の記載はございませんが、【用語】の一覧を募集要項とあわせるため、本項を記載しています。なお、募集公告において事業契約に修正します。
4-11	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	iv	【用語】「設計・施工監理（モニタリング）」	「設計・施工監理（モニタリング）」は「設計・施工監理」とすべきではないかと考える。	設計施工監理に修正します。
4-12	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	1 2 36	第1章 第1節 3 (1) 第1章 第1節 5 (4) 第3章 第4節 1 (1)	「民間事業者」は「事業者」とすべきではないかと考える。	募集公告において、修正します。
4-13	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	3	第1章 第2節 4 (5) ア	電力の引込点は、「関西電力送配電(株)との協議により決定すること。」と記載されていますが、現状想定する位置をご提示願います。	現時点での想定はなく、設計時に決定する予定です。参考として、既存施設では埋設で共同溝より引き込んでいます。。
4-14	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	6	第1章 第2節 9 (1) ウ (り)	事業者が行う業務として、共同溝の電灯・コンセント設備、及び、排水設備について、不具合対応（調査・修繕）が含まれています。しかしながら、これらの設備に関する将来の不具合発生箇所や頻度、費用を事業者にて見積ることは不可能です。このため、事業者が見積るべき不具合対応の内容・頻度についてご指定いただき、不具合対応実績を踏まえ精算する形としていただきたく、ご検討をお願い致します。 現状の条件の場合、事業者は相当のリスク費用を見ざるを得ず、貴市のご負担が過剰になる懸念があります。	不具合対応の実績はありません。 不具合が発見された場合は、同程度の仕様で修理や機器更新するものとして、計上してください。
4-15	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	11	第1章 第2節 14 (4)	電話受付時間は 9:00～19:00 とされていますが、9:00～17:00 に変更していただきたくご検討をお願い致します。 これは 19:00 まで対応する場合の追加費用の削減に繋がるほか、昨今の働き方改革の流れにも適うものと思料します。 なお、インターネット受付予約の導入により、上記の変更は、必ずしも住民サービスレベルの低下には繋がらないものと考えます。	電話受付時間については、インターネット受付予約の導入により、今後短縮できる可能性もありますが、現在のところ、市民サービスの観点から、9:00～19:00 で予定しております。
4-16	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	30	第3章 第1節 9 (1)	「啓発設備や啓発業務は、事業費の抑制を図りながら有効活用できるものとする。詳細な設備の仕様や業務内容については、事業者の提案に委ねる。」と記載ありますが、事業者提案だけでは様々な事業提案を行うことで、事業費高騰につながる可能性があります。市様が要望する必要最小限の啓発設備・業務を入札公告時の要求水準書へ記載いただくべきと考えております。	啓発設備・啓発業務に対する市の意向としては、要求水準書（案）にも記載のとおり「事業費の抑制」を図れることを前提としています。 そのことを踏まえ、募集公告時の優先交渉権者選定基準等も考慮しながら、啓発設備・啓発業務の内容をご提案ください。
4-17	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	31	第3章 第1節 9 (8)	「見学エリアの施設開場時間帯は一般市民が自由に出入りできるものとする。」とありますが、施設の安全確保およびセキュリティ上の観点から、自由に出入りできる見学エリアは、見学者動線のすべてではなく、セキュリティ上問題ない範囲までとし、事業者の提案とさせていただきます。	一般市民が立ち寄る可能性がある箇所については、安全確保、セキュリティを考慮することとします。
4-18	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	31	第3章 第1節 10 (2)	SPC の経営状況の公表は、民間事業者の競争力にも関係する情報のため、ホームページにおいて公表すべき情報からは除外していただきたく、ご検討をお願い致します。	SPC の経営状況については、ご質問の趣旨を鑑み、本市による確認のみとし、ホームページにおいて公表すべき情報から除外します。
4-19	要求水準書 (案) Ⅰ 共通編	41	第4章 第3節 1	「事業契約」は「工事（設計・施工）請負契約」とすべきではないかと考える。	募集公告において、修正します。
4-20	要求水準書 (案) Ⅱ 建設編	3	第1章 第4節 1 (1) イ	「燃やせないごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチックは、パッカー車で搬入される。」とあるが、びんは平ボディ車で収集し搬入されるべきだと考える。 ガラスびん 3 R 促進協議会のホームページによると、明石市のガラスカレットの容り協会への引渡量の色別割合（平成4年度）は白色 3.5%（全国 38.6%）、茶色 7.5%（全国 31.5%）、その他の色 89.0%（全国 29.9%）となっており、環境負荷が低いとされるびんからびんへの水平リサイクルが容易にできる白色と茶色のカレットの割合が異常に低くなっていることが分かる。	分別収集の方針を見直す機会がある場合は、ご意見を参考にさせていただきます。

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
				https://www.glass-3r.jp/gover/recycle_tr/pdf/28_hyogo.pdf?240624 これは収集、搬入がバッカー車で行われているため、ほとんどのびんが割れてしまうので、白色及び茶色のものが選別できずその他の色のものとして扱われていることが原因であると思われる。 本事業の目的を達成するためにも。ぜひ、施設整備にあわせて分別収集の方法も見直していただきたいと考える。	
4-21	要求水準書 （案） Ⅱ 建設編	35	第3章 第7節 3 (5)	配置の工夫により、灰ピットの奥行をバケット開き寸法と同程度とすることが可能となります。その場合、灰分散機がなくても灰を適切に灰ピットに排出することが可能となるため、灰分散機は必要に応じて設置することとしていただくことを提案します。 分散機をなくすことで、灰ピット深さを1～2m程度小さくできるため、工程的にも経済的にもメリットがあります。	必要に応じて設けることを可能とします。募集公告において、修正します。
4-22	要求水準書 （案） Ⅱ 建設編	64	第4章 第1節 8 (3) イ	貯留容量を5日分と考えた場合、破碎系の施設規模「25t/日」を基準に計算すると 25t/日×5日÷0.15t/m ³ =833 m ³ となります。 燃やせないごみの処理量は破碎系「25t/日」から、粗大ごみのうち不燃性粗大ごみの処理量を差し引いたものになり、 「25t/日」より少なくなるものと想定しますので、貯留容量について見直しいただく、または事業者提案とさせていただきますでしょうか。	900m ³ は搬入量をもとに計算していました。なお、単位体積重量の修正にあたり、貯留容量は以下のとおり修正します。 ・燃やせないごみ（家庭系・事業系・産業廃棄物）＋不燃性一斉清掃ごみ=5,084t/年 ・5,084t/年÷249日×1.29≒27t/日 ・27t/日×5日÷0.179=754m ³ ≒760m ³
4-23	要求水準書 （案） Ⅱ 建設編	91	第5章 第2節 2 (4) ア	構造について、アスファルト舗装とありますが、高気温によるスタンドのめり込み防止の観点から、コンクリート床の採用のご検討をお願いいたします。	「コンクリート舗装等」とします。